

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年の人件費率
19年度	人 29,347	千円 8,878,585	千円 551,483	千円 1,373,508	% 15.5	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

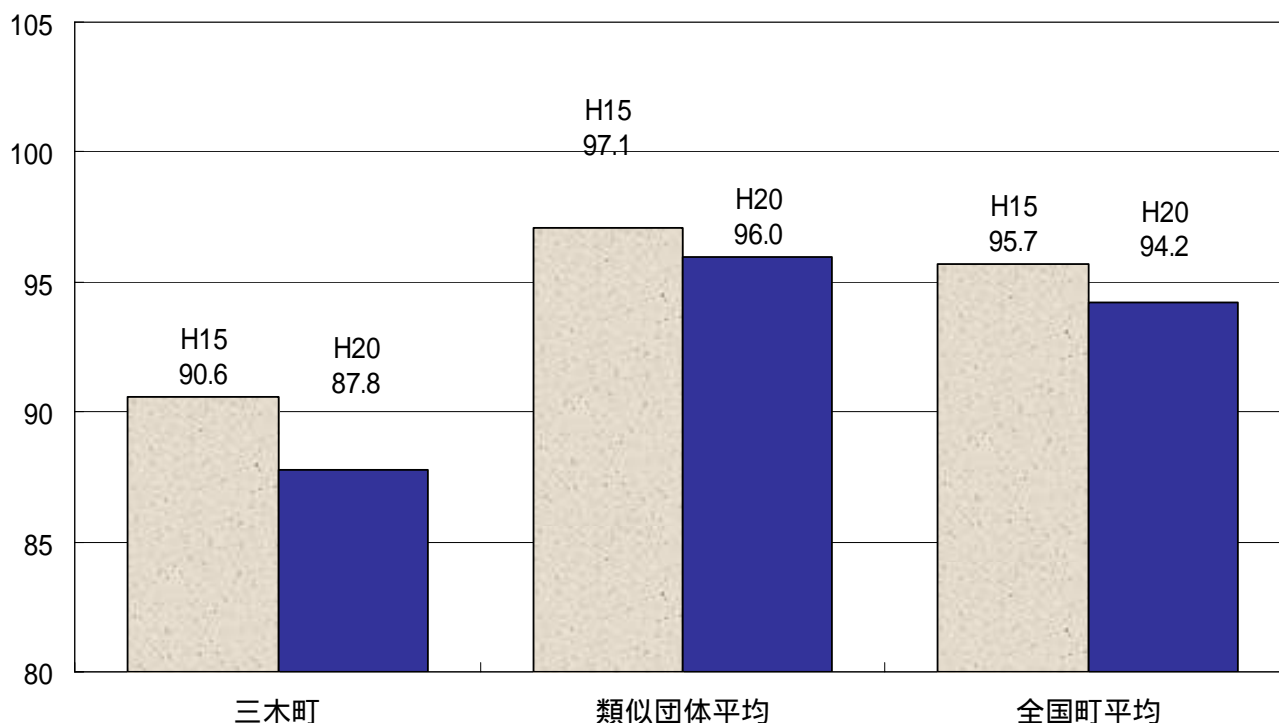
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 168	千円 581,046	千円 91,018	千円 234,600	千円 906,664	千円 5,397	千円 6,135

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三木町	43.2歳	309,643円	354,630円	332,900円
香川県	43.7歳	345,957円	394,818円	366,271円
国	41.1歳	325,113円		387,506円
類似団体	43.3歳	332,973円	389,029円	368,156円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	54.5歳	18人	251,600円	253,029円	251,600円
うち給食調理員	54.0歳	14人	250,136円	251,687円	250,136円
うち用務員	56.2歳	4人	256,725円	257,725円	256,725円
香川県	48.1歳	337人	346,991円	382,164円	363,502円
国	48.9歳	4,784人	284,679円		320,623円
類似団体	48.3歳	20人	286,823円	313,491円	304,854円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三木町				
うち給食調理員	調理師	45.4歳	238,100円	1.06
うち用務員	用務員	53.9歳	225,900円	1.14

区 分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
三木町			
うち給食調理員	4,068,991円	3,261,500円	1.25
うち用務員	4,054,962円	3,227,400円	1.26

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成17年から平成19年の3ヵ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	43.5歳	297,795円	312,583円
香川県	45.6歳	392,812円	433,951円
類似団体	42.1歳	317,713円	342,219円

（注）1「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		三 木 町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	170,478円	172,200円
	高校卒	140,100円	138,699円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,700円	286,100円	337,700円
	高校卒	円	231,300円	301,300円

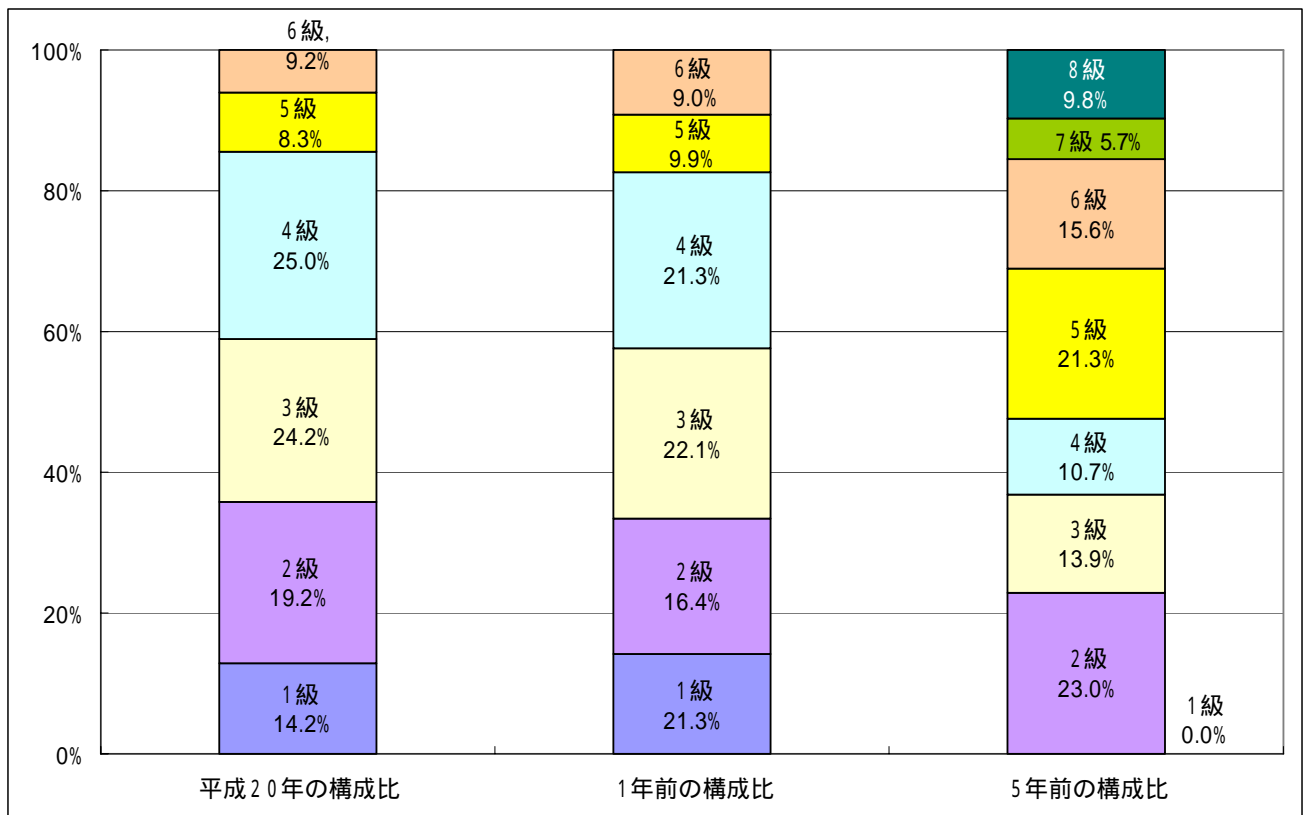
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	7人	6.0%
5級	課長、主幹	10人	8.5%
4級	課長補佐、副主幹	31人	26.5%
3級	係長、主査	27人	23.1%
2級	主任主事	27人	23.1%
1級	主事	15人	12.8%

(注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間の考課期間とする勤務成績の評定（人事考課）を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日（毎年1月1日）に、上記1の評定結果を参考にし、前1年間の勤務状況等を考慮のうえ、勤務成績に応じ、5段階の昇給区分（A（8号級）、B（6号級）、C（4号級）、D（2号級）、E（0号級））を決定している。

なお、平成21年1月1日の昇給においては、課長級の職員は、上位区分（A及びB）が14.3%、標準区分（C）が66.7%、下位区分（D）が19.0%であり、課長級以外の職員は、上位区分が7.4%、標準区分が83.0%、下位区分が（D及びE）が9.6%であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
一人当たり平均支給額（19年度） 1,532千円	一人当たり平均支給額（19年度） 1,877千円	-
（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 （1.6月分）（0.75月分）	（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 （1.6月分）（0.75月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成20年12月期は、昇給に係る人事考課の結果を勤務成績の評定としている。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

上記1の評定結果を参考にし、4段階の成績率（特に優秀78/100、優秀77.5/100、良好75/100、良好でない75/100未満）を決定している。

なお、平成20年12月支給の勤勉手当においては、課長級の職員は、上位区分（特に優秀及び優秀）が14.3%、標準区分（良好）が66.7%、下位区分（良好でない）が19.0%であり、課長級以外の職員は、上位区分が7.4%、標準区分が83.0%、下位区分が9.6%であった。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

三 木 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 12,030千円 20,921千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)				0円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)				0%
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫業務従事手当	一般行政職、看護・保健職	感染症法に規定する感染症の病菌に汚染された区域で行う患者の看護及び病菌の処理作業	日額3,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	46,053千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	242千円
支給実績(19年度決算)	44,116千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	263千円

(6) その他の手当(20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	同		14,354千円	168,871円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住する世帯主である職員等に支給</p> <p>【借家・借間居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃 12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額 23,000円)/2+11,000円 最高支給限度額 27,000円 <p>【自宅居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得後5年間まで 2,500円 	同		7,562千円	184,439円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給</p> <p>【公共交通機関利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 <p>【交通用具使用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道の距離に応じて 2,000円から24,500円 	同		3,805千円	28,609円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23,000+加算額(配偶者住居との距離に応じ6,000円～45,000円) 	同		0円	0円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき4,200円ほか 	同		4,074千円	31,828円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・31,000円から65,000円 	同		14,238千円	547,615円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給(大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき、 職務に応じ12,000円内 	同		179千円	13,769円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	850,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 915,000 円 / 340,000 円 750,000 円 / 277,000 円
	副 町 長	638,000円	
報 酬	議 長	373,000円	499,000 円 / 227,000 円
	副 議 長	310,000円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	284,000円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(19年度支給割合) 3.0月分	
	副 町 長	(19年度支給割合) 3.0月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100	(支給時期) 退職した日から起算して1月以内
	副 町 長	給料月額×勤続期間の月数×22.0/100 (勤続期間は48月を上限とする。)	退職した日から起算して1月以内
	備 考		

6 職員数の状況

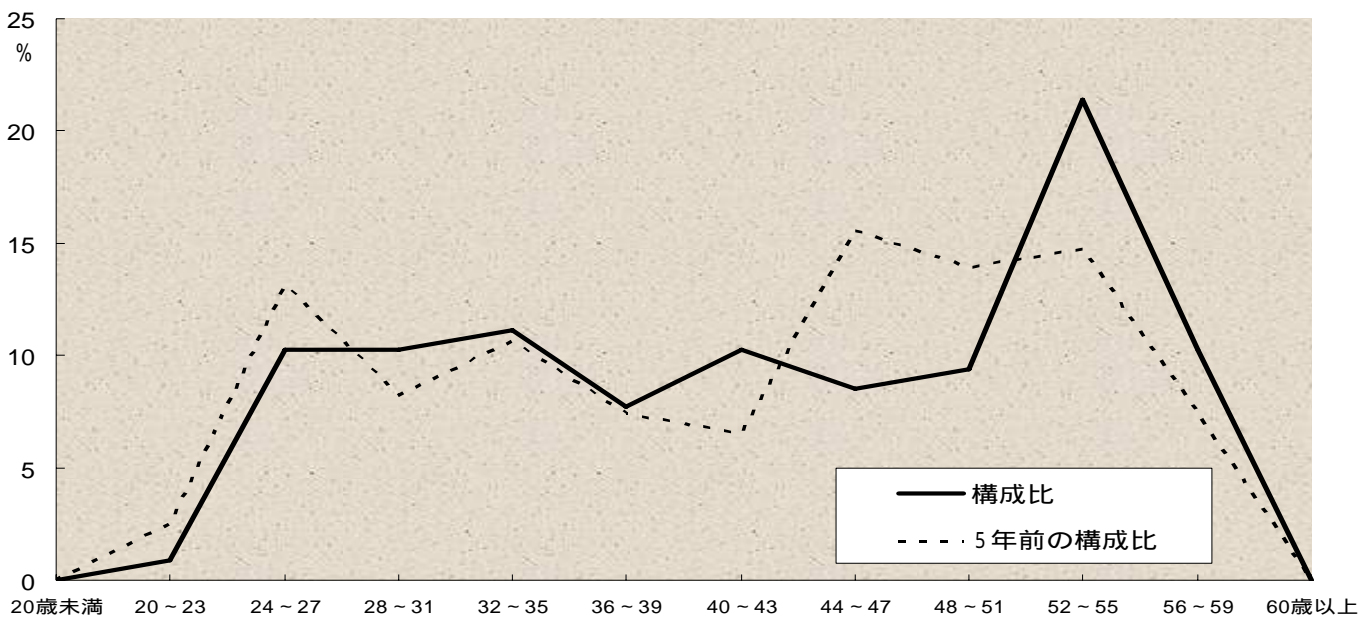
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成19年	平成20年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務企画	4	4		出納関係業務増による職員増等 後期高齢者医療制度施行による会計区分変更による職員減
		税務	31	33	2	
		民生	13	12	1	
		衛生	26	23	3	
農林		12	12			
商工		11	10	1		
土木		2	2			
	小計	13	13			
	小計	112	109	3	<参考> 人口1万人当たり職員数37.14人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数52.29人)	
	教育部門	57	50	7	社会教育施設、小学校、中学校、幼稚園業務の縮小による職員減	
	小計	169	159	10	<参考> 人口1万人当たり職員数54.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数70.31人)	
公営企業等部門	水道	7	7		民生部門から後期高齢者医療へ区分変更による職員増	
	下水道	12	12			
	その他	10	13	3		
	小計	29	32	3		
合計			198 [218]	191 [218]	7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数65.08人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	12人	12人	13人	9人	12人	10人	11人	25人	12人	0人	117人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
206人	194人	12人	5.8%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目		17年～20年	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	122	115	112	109		-	110
	増 減		7	3	3		13	12
教 育	職員数	65	60	57	50		-	65
	増 減		5	3	7		15	0
公営企業 等 会 計	職員数	19	26	29	32		-	19
	増 減		7	3	3		13	10
計	職員数	206	201	198	191		-	194
	増 減		5	3	7		15(125%)	12

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
19年度	千円 466,739	千円 21,345	千円 39,029	% 8.3	% 9.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 7	千円 22,886	千円 6,847	千円 9,304	千円 39,037	千円 5,577	千円 6,874

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三木町	38.5歳	287,057円	446,897円
団体平均	45.5歳	374,552円	571,242円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 木 町	三木町(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,329千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,532千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%

イ 退職手当（年20年4月1日現在）

三 木 町			三木町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	2,703千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	193千円
支給実績（19年度決算）	3,235千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	249千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給一人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,066千円	266,500円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同		30千円	30,000円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同		174千円	34,800円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,277千円	106,400円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同		636千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円

定員管理の数値目標及び進捗状況

6 職員の状況参照